

学 生 心 得

[平成17年2月18日一部改正]

[平成18年4月1日一部改正]

[平成28年4月1日一部改正]

[令和2年4月1日一部改正]

[令和3年4月1日一部改正]

[令和4年4月1日一部改正]

[令和5年4月1日一部改正]

学校の諸規則を守り、自主・自立の精神により行動し、有意義な学生生活を送ろう。

次に掲げる事項は、本校の学生として心得ていなければならない事項なので、熟読して実行されたい。なお、高学年生（4年生～5年生）は、自主性が重んぜられるとともに、学生生活において低学年生（1年生～3年生）の指導等の面において、非常に重い責任があることをわきまえて欲しい。

1. 服装等について

(1) 学生の学内（通学時を含む。）における服装は、次のとおりとする。

(ア) 学生は鹿児島工業高等専門学校学生準則第15条に基づき、制服又は制服以外の服のいずれでも、着用することができる。

(イ) 学生は、学生としてふさわしい服装を心掛ける。

(ウ) 特に学校が指示した場合は、それに従うものとする。

(2) 学外の生活においても、学生としての自覚の下に品位を損なわない服装を心掛ける。

(3) 頭髪等について（低学年生（1年生～3年生））

(ア) 学生らしい髪型にする。

(イ) パーマをしない。

(ウ) 極端な長髪にしない。

(エ) 髪を染めたり、脱色したりしない。

(オ) ピアス等のアクセサリーをしない。

(4) 通学時は靴を着用し、かかとを踏みつぶさない。

2. 飲酒・喫煙等について

(1) 20歳未満の者の飲酒（アルコールテイストのノンアルコール飲料を含む。以下同様。）・喫煙（加熱式たばこ等を含む。以下同様。）は、心身の発達段階にある学生の健康を損なうおそれがあるので、これを禁止する。

(2) 喫煙は、20歳以上の者であっても健康に対する悪影響を与えるおそれがあるので、これを推奨しない。

(3) 学内での喫煙を禁止する。学外であっても喫煙所が設置された場所以外での喫煙は禁止する。

(4) 学内での飲酒及び酒気帯びを禁止する。

(5) 校内での飲食について

- (ア) 福利施設及び教室等の飲食が認められた場所以外では飲食をしない。
- (イ) 歩きながら飲食をしない。

3. 車両使用について

(1) 免許取得と車両使用について 免許取得及び車両使用については、原則として法令の定めるところとする。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。

- (ア) 交通法規を遵守し、交通違反をしないよう努める。
- (イ) 整備不良車・違法改造車は使用しない。
※ 車両の改造は認めない（車検の有る車両における“車検対応”の範囲内とする。）。
- (ウ) 車両の貸し借りは禁止する。
- (エ) 排気量50cc以下の原動機付自転車（以下「原付」という。）及び自転車の二人乗りは禁止する。
- (オ) 排気量50cc超の二輪車（以下「自動二輪」という。）及び原付の運転の際は、ヘルメットの顎ひもを必ず締める。
- (カ) 原付及び自動二輪（以下「バイク」という。）並びに自転車の構内への乗り入れは指定の駐輪場のみとし、自動車の駐車は指定の駐車場のみとする。
- (キ) 近隣の公道及び空地などへの無断駐車、駐輪を行わない。
- (ク) 構内では徐行運転をする。
- (ケ) 構内で運転練習をしない。
- (コ) サンドル等を履いて車両の運転は行わない。
※ “かかと紐等”の付いていないサンダル履きや“かかと紐等”をきちんと締めない状態での二輪車・自動車の運転は法令違反である。

(2) 交通事故・違反について

- (ア) 交通事故発生の際は、速やかに救急・警察などの関係機関に連絡し、対応する。
- (イ) 交通事故及び違反をした者は、直ちに担任又は専攻長に連絡し、学生係備え付けの報告書に記入の上、担任又は専攻長の確認印を受けた後、学生係に提出する。

(3) 通学における車両使用について

通学に使用する車両は、学校から許可されたものでなければならず、当該車両には、指定するステッカーを貼付しなければならない。

なお、車両区分に応じ、次の事項を守ること。

(ア) 自転車

○学年：全学年

○賠償責任保険：賠償責任保険の加入及び保護者の承認（防犯登録を行っておくこと。）を必須とする。

※賠償責任保険に指定はないが、TSマーク（自転車向け保険）の取得が望ましい。

(イ) バイク

○学年：2年生 排気量：50cc以下
3年生以上 排気量：250cc以下

- ヘルメット：フルフェイス及びオープンフェイスタイプのみとする。
- 通学距離：住居から学校までの距離が、3km以上とする。（専攻科生は除く）
ただし、住居とは、実際に住んでいる家、アパート等を意味するものとする。
- ※ 公共交通機関による通学が著しく困難な場合等、特殊事情のある者は個別に相談に応ずる。
- 任意保険：任意保険への加入（自賠責とは別である。又、対人賠償については無制限のもの、かつ、対物500万円以上のもの）及び保護者の承認を必須とする。
- バイク実技講習会：登録後、後日開催されるバイク実技講習会に必ず参加すること（不参加者は許可を取り消す。）。
- 禁止事項：通学における自動二輪の二人乗りは禁止する。
- その他：自転車通学許可との二重申請は認める（自動車通学許可との二重申請は認めない。）。

(ウ) 自動車

- 学年：5年生、専攻科生
- 毎日の通学に必ず利用する者のみとする。
- 通学距離 住居から学校までの距離が15km以上（専攻科生は除く）
ただし、住居とは、実際に住んでいる家、アパートを意味するものとする。
- ※公共交通機関による通学が著しく困難な場合等、特殊事情のある者は個別に相談に応ずる。
- 任意保険：任意保険への加入（補償範囲についてはバイクと同じ。）及び保護者の承認を必須とする。
- 禁止事項：通学における自動車の同乗は禁止する。
- その他：自転車通学許可との二重申請は認める（バイク通学許可との二重申請は認めない。）。

(4) 寮生の車両使用については「寮生活案内」に定めるとおりとする。

4. 校外生活について

- (1) 人と人のふれあいを大切に、豊かな交流の中で他者を理解し自己実現を図ること。社会参加、ボランティア活動を通じて社会的連帯感や精神的な充実感を高めること。
- (2) 学生は学外においても学生としての自覚をもって、軽率な行動をしないよう注意し、青少年の心身の発達に有害な影響を与えると思われる場所（例えばマージャン屋・パチンコ店等）へ立ち入らないこと。
- (3) 賭博はしないこと。
- (4) アルバイトについて
 - 低学年学生（1年生～3年生）
 - (ア) 長期休暇中以外のアルバイトは原則として禁止する。
 - (イ) 長期休暇中などにアルバイトをするときは、必ず担任を通じて学生主事の許可を受ける。
 - (ウ) 学生にふさわしい職種を選ぶ。

(エ) 深夜（午後 10時以降）に及ぶアルバイトはしない。

○高学年学生（4年生，5年生）

(ア) 学生にふさわしい職種を選ぶ。

(イ) 深夜（午後 10時以降）に及ぶアルバイトはしない。

(5) 寮外生は無断で寮舎内に立ち入ってはならない。

5. 放課後，休日等の過ごし方について

(1) 自習に励む。

(2) 課外活動に積極的に参加する。

(3) ボランティア等の社会活動に積極的に参加する。

6. 単身生活学生等の心得について

一般社会の中でいわば社会人として生活する単身生活学生等は、一人一人が高専生の代表とみられることを自覚すること。自らの計画を立てて充実した学生生活を過ごすため、次の事項を守ること。

(1) 生活を正す。

(ア) 朝夕のあいさつを励行する。

(イ) 健康管理・健康増進に努める。

(ウ) 起床・就寝時間を自分で決め，規則正しい生活をする。

(エ) 部屋の整理整頓に心掛け，身の回りを清潔にする。

(2) 他人に迷惑をかけないようにする。

(ア) 夜間外出は最小限にとどめること。夜遅くまで騒ぐなど，近隣に迷惑になることは慎み，また，外出の折も午後 10時以降になることは避ける。

(イ) ゴミの分別、廃棄場所等、地域のルールを必ず守る。

(ウ) 近隣の住民にもあいさつする。

(エ) 原付・自動二輪等の使用には細心の注意を払う。特に狭い道ではスピードを落とすこと。

夜遅くエンジンをかけるときは場所柄をわきまえ，駐車する場合は，出入等の邪魔にならないよう十分考慮する。他人の住居に車両等を放置しないようにする。

(3) 大掃除等，地区の行事に積極的に参加し，地区住民とのコミュニケーションを活発にする。

(4) 勉強に励む。

(ア) 毎日の学習時間を 3 時間以上確保する。

テレビを見過ぎたり，遊び過ぎたりして，本分がおろそかにならないように心掛ける。

(イ) 人生の目標を設定する。

自ら生活設計を立て，そしてその目標実現のために意欲的に，より意義のある学生生活を送る。

(ウ) 読書の励行

専門の領域にとどまらず，幅広い読書を心掛け，広い教養を身につける。

(5) 住所変更の際は，できるだけ早くクラス担任，教務係に住居変更届を提出する。